

戦争・死刑と国家。そして国家と人民 (131)

(Eメールニュース「みやぎの九条」2019年11月15日号)

小田中 聡樹 (東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人)

(今号は2017年3月に生じた問題の3回目。沖縄問題と核禁問題についてです。)

IV 沖縄問題

(1)①2017年3月6日、辺野古では新基地建設を強行する自民党政府と沖縄住民との闘いが繰り広げられた。午前9時前、米軍キャンプ・シュワブゲート前では、約40人が座り込みを始めた。工事用車両を阻止するためであるが、機動隊によって強制排除された。それでも屈しない住民は、再び座り込みを始めた。

②新基地計画が持ち上がった20年前に、住民組織「命を守る会」を立ち上げた西川さんは言う。

“数人で始まった私たちの運動を源流にして、保守・革新を超えて新基地に反対する稲嶺名護市政、そして翁長県政が生まれた。この20年間で今が最大の正念場だ、と”(3月8日赤旗)。

(2)①2017年3月9日、衆議院第一議員会館で「沖縄県民の意思尊重と、基地押し付け撤回を求める」全国統一署名の国会提出集会が行われ、第1次分として121万2281人分の署名が提出された。提出したのは3団体、「基地の県内移設に反対する県民会議」、「止めよう！辺野古埋立て国会包囲実行委」、「戦争させない・9条壊すな！総がかり行動委」の3団体である(3月10日赤旗)。

②総がかり実行委員会福山共同代表は、“安倍政権は民意を無視して米軍新基地建設を強行している。本気で沖縄と連帯しよう”とあいさつした。

(3)①2017年3月25日、名護市辺野古で新基地建設の断念を求める県民集会が開かれた(3月26日赤旗)。

②辺野古の米軍キャンプ前には3500人超が参集した。

集会に参加した翁長知事は、あいさつした。

“3月末で許可の切れる岩礁破碎で、知事の許可を得ないで工事を強行しようと狙うなど、政府・沖縄防衛局のさまざまな違反行為について、県も県民も性根を据えてやらなければ沖縄から日本の政治を変えることはできない。このことを踏まえて沖縄県民は頑張る必要がある、”と(3月27日赤旗)。

(4)①辺野古新基地建設に向け、政府・沖縄防衛局は、埋め立て工事に必要な土砂約2100万立方メートルの大半を西日本各地(含沖縄)の9ヶ所から調達しようとした(3月27日赤旗)。

②2015年7月、「辺野古土砂搬出反対熊本県連絡協議会」が発足。その中心となった生駒事務局長(天草市)は振り返る。

「あまくさ九条の会」の講演会で、沖縄の講師の語った“憲法を守るといふが沖縄では憲法そのものが適用されていない。憲法を超えて存在する安保との矛盾を本土の人達も考えて欲しい”との問題提起が胸の奥に突き刺さっていた。

そこに飛び込んできたのが地元天草で狙われている土砂搬出計画だった。そして搬出反対の決意をした。そして同県連絡協議会発足に向けて天草だけでなく県全体での運動を視野に入れ「九条の会」で呼びかけ、採石業者に土砂搬出をしないよう迫る申し入れや採石場の調査に取り組んだ。

その中で天草市御所浦で新たな環境破壊につながる問題が動き出していることを掴んだ。それは、岡山から製鋼スラグを天草の採石場に持ち込む計画であり、この計画に反対する運動に取り組んだ、と。

③この事例は、沖縄闘争が全国的闘争と結びつき発展していく動きとして評価されるべきである。

(5) ①2017年3月28日、翁長知事は、辺野古新基地建設で、汚濁防止膜設置のためにコンクリートブロックを海中に投棄(投下)していることに対して、一時中断するよう沖縄防衛局に指示した(3月30日赤旗)。

②指示の根拠は、沖縄防衛局が、仲井真前知事から岩礁破碎許可を得たときに付与された当初の条件(汚濁防止膜の位置、コンクリートブロックの大きさ・個数)を変更し、しかもこのことにつき十分な説明をしなかったことである。

(6) ①2017年3月29日、沖縄県議会は、「米軍普天間飛行場の運用停止の実現を求め意見書」を全会一致で採択し、首相・

外相・防衛相・沖縄北方担当相に送付した(3月30日赤旗)。

②もともと普天間飛行場の運用停止は、2013年12月に閣議決定されており、安倍首相は普天間飛行場負担軽減推進会議で「できることはすべて行う」と述べていた。にも拘わらず、政府は、辺野古移設の進捗状況を理由に期限内の運用停止は実現困難とした。

③そこで意見書は、次のように要請した。

④そもそも同飛行場の5年以内の運用停止は政府と県との約束であり、辺野古移設の進捗状況と関係なく速やかにあらゆる方策により全力を挙げて取り組むべきものである。

⑤政府の責任において5年以内の運用停止を確実に実現し、一日も早い危険性除去が図られるよう要請する。

(7) 沖縄闘争の原点

①2017年の時点で辺野古新基地反対闘争は、「オール沖縄」の流れとなり発展していった。その要因となっているものは何か。

この点について湧田さん(元那覇市役所職員・同職員労働組合書記長、九条の会所属、自治体問題研究所理事、1948年生)の説くところを聞くことにしたい(「湧田広さんに聞く『オール沖縄』の基地反対と住民自治」経済2017年3月号)。

②①1972年の本土復帰によって、日本国憲法、地方自治法が新たに適用され、何百名かの職員が採用された。

1950年代の沖縄では、「銃剣とブルドーザー」による土地強奪に対して土地闘争が島ぐるみで広がった。

1960年には「沖縄県祖国復帰協議会」

が結成され、住民による「復帰行進」が広がった。私（湧田さん）たちはそうした復帰闘争の次の世代であり、自治体職員が中心となろうという意気込みだった。

⑥現在の運動の画期は、1995年の少女暴行事件に対する県民の怒りが爆発したことだった。

それで、1996年のSACO(沖縄に関する特別行動委員会)の合意で、普天間基地を返還する代わりに辺野古に代替基地を作る話が出た。しかし、県民世論は、危険な飛行場普天間基地はなくすべきであるということであった。

しかも辺野古の海上新基地計画が、機能強化された巨大施設となることもオスプレイ配備計画も知らされなかった。そこで辺野古の住民は、事前のボーリング調査を阻止する海上抗議活動を続け、さらにキャンプ・シュワブ沖を埋め立てる工事計画が明らかになると、米軍基地ゲート前での座り込み行動が始まった。

県民の運動・世論も変化し、むしろ米軍基地はなくすべきだという声は高まっている。

それが形となったのが沖縄「建白書」とその実現をめざす「島ぐるみ会議」の結成とだった。2013年1月、県内の全市町村の首長・議会議員・県会議員が「普天間基地の閉鎖と移設断念、オスプレイ配備撤回」を求める「建白書」に署名し、安倍首相に提出した。

そして2013年12月の仲井真前知事の辺野古埋め立て承認によって、県民の怒

りが沸騰し、闘いが大きく広がり、「島ぐるみ会議」が結成されたのである（現在、県内31市町村につくられ、各地域に広がっている）。

◎2014年に翁長知事を生んだのは、こうしたオール沖縄の高まりがあったからである。

①2015年10月13日、翁長知事は、前知事が行った辺野古埋立て承認の取消しを行った。そして国と沖縄県は、憲法と地方自治のあり方を問う法廷闘争で争うことになっていく。

翁長知事は、2015年12月2日の代執行訴訟意見陳述で、“日本には本当に地方自治や民主主義は存在するのでしょうか”と訴えた。

◎2016年12月20日最高裁は、県知事の上告を破棄し、承認取り消しは違法であるとする判決を出した。が決して負けるわけにはいかない。

①辺野古の新基地建設、高江のヘリパッド建設での政府の対応は、地方自治や沖縄の自立を蹂躪するもので、日本の民主主義、法治主義の危機である。沖縄で起こっていることは、日本の地方自治の今後を決める分水嶺である。本土の運動を広げる。その決意をもってたたかいに臨みたい。

以上が湧田さんの説く沖縄闘争の原点である。

③私は、沖縄の闘いを孤立させてはならないとの感を強くした。

V 核禁条約発効への世界的潮流

一 核禁条約実現の取り組み

(1)①②2017年3月8日、日本原水爆禁止協議会は、日本政府が核兵器禁止条約

の交渉会議に賛成の立場で参加し条約実現に努力するよう、外務省に要請した(3月9日赤旗)。

①これに対し、外務省審議官は“参加・不参加を含め検討中”と答えるに留まった。

②2017年3月22日、「ヒバクシャ国際署名推進連絡会」は、23の団体から77人が参加し、東京渋谷で街頭署名活動を行った（3月23日赤旗）。

③その後の記者会見で田中事務局長は、同署名の累計が172万4266人分が上がったことを発表した。

また日本被団協の児玉事務局長は、“日本政府が参加するときは、核保有国の代弁者として発言すべきではない。唯一の被爆国として核兵器をなくす立場で参加することを望む”と語った。

④核兵器禁止条約締結を前に田中事務局長は、核禁運動の課題を語った（3月22日赤旗）。

“ 私たち被爆者は、被団協結成から60年。核兵器をなくそうと一貫して叫び続け訴えてきた。NPT（核不拡散条約）は米・露・英・仏・中の5ヶ国以外の核兵器保有を禁止する不平等条約だが、その第6条では核兵器軍縮に向けて努力することを義務付けている。2005年のNPT再検討会議の際に、核保有国政府に対し核廃絶の実行に踏み出し、またすべての政府に対し核廃

絶国際協定の実現のために行動するよう訴える署名500万人分を国連に届け、粘り強く働きかけてきた。2010年のNPT会議の合意文書に禁止条約交渉のことが触れられたことをきっかけに注目されるようになり、核禁条約は国際政治の焦点になった。

ところが残念なことに日本政府は、2016年12月の国連総会で交渉会議の招集決議に反対した。被団協をはじめ13団体は、外務省に核禁条約の早期締結に積極的に貢献するよう要請したが、検討中との回答だった。

⑤市民ひとり一人が“核兵器に頼らない道を選択すべきだと自国の政府に求めれば、核兵器放棄は本物の運動になる。そのため署名運動が世界中の賛同を得ており、これをさらに進める必要がある”と。

(2)①2017年3月27日、国連で「核兵器禁止条約」の制定に向けた交渉が始まった（3月28日河北新報）。

②その日、衆議院第一議員会館で「核兵器なくそう！3・27大集会」が開かれ、約250人の参加者が「核兵器禁止」などのプラカードを掲げて“日本政府は、被爆国なら責任果たせ”とコールした（3月28日赤旗）。

二 核兵器禁止条約の交渉会議

(1)①2017年3月27日から「核兵器禁止条約」の交渉会議が始まった。ところが日本政府代表高見沢軍縮大使は、交渉への不参加を宣言した（3月29日各紙）。

②3月27日の討論には、約115ヶ国が参加した。一方、この条約に反対する米英仏とその同盟国の国連大使は、本会議場の外で反対会見を開いた。

オーストリアの国連大使や他の代表からも核兵器禁止条約を実現しその全面禁止・廃絶に向けて共に一歩踏み出そうとする発言が相次ぐ中、高見沢軍縮大使は、“核軍縮を進めていくには核兵器国の関与が不可欠だ。今回の条約は北朝鮮の脅威といった現実の安全保障問題の解決に結びつくとも思えない、わが国としては交渉会議に参加す

ることは困難と言わざるを得ない”と述べた(3月29日赤旗)。“核保有国が参加せずに条約を作れば、保有国と非保有国との分断がいつそう深まる”とも述べた(3月29日河北新報)。

また3月28日、岸田外相は記者会見で次のように述べた(3月29日赤旗)。

“日本の考えを述べた上で、今後この交渉に参加しないことにした、核保有国が参加しない今回の会議が現実には資さないのみならず、核保有国と非核兵器国との対立を一層深めるという意味で逆効果にもなりかねない。”と。

③このような日本政府の不参加決断は、次の点で批判を免れないと私は考える。

④第一に、核兵器廃絶の原点は人道的見地である。核兵器のもたらす惨禍は、長崎・広島で立証されている。あらゆる生物と核とは共存は不可能である。

⑤第二に、この人道的見地は、国際的なパワー・ポリテックス(政治権力的関係)に優越する人類共通の道徳律である。

⑥第三に唯一の被爆国たる日本は、率先して核兵器廃絶の責務を負う。

⑦以上の見地から、日本政府の消極的(事実上は拒否的)対応は言語道断である。

(2) ここで被爆者の反応を記す(大要)。

①藤森日本原水協事務局次長(3月29日赤旗)

米軍が広島に投下した原爆に被爆した一人です。

戦後11年目にして日本被団協を結成した被爆者は、「ふたたび被爆者をつくるな」と国内外に訴え続けてまいりました。被爆者のこの訴えが条約に盛り込まれ、世界が核兵器廃絶へ力強く前進することを希望し

ます。

被爆した時の私は、生後1年4ヶ月の幼児でした。当時の我が家は祖父、父母、6人の姉、2人の兄と私の12人の大家族でした。空襲を避けるため広島市から避難した2人の姉、2人の兄以外、広島市に残った8人全員が被爆しました。

ノルウェー、メキシコ、オーストリアで開かれた3回の国際会議、NPT(核不拡散条約)再検討会議準備委員会、国連総会第1委員会での共同声明など、ねばり強い議論、声明が導き出した結論は、「意図的であれ偶発であれ核爆発が起これば、被害は国境を越えて広がり」「どの国、どの国際機関も救援の術を持たず」「核兵器不使用が人類の利益であり」「核兵器不使用を保証できるのは核兵器廃絶以外にあり得ない」ということでした。

多くの被爆者が、万感の思いをもって受け止めました。

核兵器国と同盟国が核兵器廃絶の条約をつくることに反対しています、世界で唯一の戦争被爆国日本の政府は、この会議の実行を盛り込んだ決議に反対しました。

被爆者で日本国民である私は心が裂ける思いで本日を迎えています。

しかし、決して落胆していません。

会議参加の各国代表、国際機関、市民社会の代表が核兵器を禁止し廃絶する法的拘束力のある条約をつくるため、力を注いでいるからです。

被爆者は、昨年4月、すべての国が核兵器を禁止し廃絶する条約を結ぶことを求める国際署名を始めました。世界各国に呼び掛け昨年10月、1回目の署名56万余を国連総会第1委員会議長に届けました。現在累

計で 172 万余の署名が集まっています。億単位の署名を目標に 2020 年まで続けます。

法的拘束力のある条約を成立させ、発効させるためともに力を尽くしましょう。

②次に団体・組織による抗議声明を記す。

④日本平和委員会

広島・長崎の被爆者はじめ被爆国の日本国民に願いに完全に背を向けた暴挙。交渉会議に参加することを要求。人類絶滅をもたらす非人道的兵器を安全保障の道具として位置付ける思想こそ、軍拡の悪循環をもたらす最大の元凶（3月20日赤旗）。

⑥新日本婦人の会

唯一の被爆国の日本政府が、アメリカのいいなりになって条約の実現に反対したこ

とは、被爆国国民への背信行為（3月20日赤旗）。

◎3月29日、被爆者や市民団体は首相官邸前で抗議活動を行った。17団体、53人が参加。また日本原水協の安井事務局長は、「核兵器廃絶の願いを実現するために誠実に努力することこそ被爆国の責務だ、と述べた（3月30日赤旗）。

①3月27日、国際NGO「核廃絶国際キャンペーン（ICAN）」のベアトリス・フィン事務局長は、記者会見で“日本は唯一の被爆国として核廃絶の努力を主導する道徳的責務がある。交渉で被爆国の声を代表する必要がある、会議の全日程に出席することを望む”と述べた（3月29日赤旗）。

三 核禁条約国連採択

(1) 国連採択

①ここで本稿叙述の順序とは異なることになるが、核禁条約が2017年7月7日、賛成122、反対1(オランダ)、棄権1(シンガポール)という圧倒的多数で採択されたこと。

②2017年9月20日、核禁条約の署名式が行われ、53ヶ国が署名し、うち3ヶ国が批准（10月23日現在）したこと。

③核禁条約は、50ヶ国が署名してから90日後に発効すること。

(2) 核禁条約の概要(条約の全文・暫定訳(明治大学法学部兼任講師山田壽則仮訳)「憲法運動」465号を参照した。)

以上の事実を記すとともに、条約のごくおおまかな内容と特徴を紹介し、その意義についても多少触れたい。

なお、参考とした文献は、①梶浦渉日本原

水協事務局「核禁止条約と日本国憲法—日米安保体制との衝突とその克服に向けて」憲法運動465号（2017年10月11日）。

②川崎哲核兵器廃絶キャンペーン=ICAN国際運営委員「核兵器禁止条約は世界を変える」世界2017年12月号である。

①条約は次の認識を基礎とし出発点としている。

④「核兵器の使用がもたらす壊滅的な人道上の帰結を深く憂慮し、その結果として核兵器が完全に廃絶されることが必要であり、これがいかなる場合にも核兵器が決して再び使用されないことを保証する唯一の方法であり続けていることを認識し・・・」

⑤「核兵器の完全廃絶への呼びかけに示された人道の諸原則の推進における公共の良心の役割を強調し、また、その目的のために国際連合、国際赤十字・赤新月運動、その

他の国際機関及び地方的機関、非政府組織、宗教指導者、国会議員、学術研究者、及びヒバクシャが行っている努力を認識し、次の通り協定した」

②つまり条約は、人道上の見地から完全廃絶に踏み切っているのである。そして公共の良心の役割を高く評価しており、その目的のために努力している諸団体の活動にも高い評価を与えている。

③条約が禁止したのは、次の所為である。

核兵器またはその他の核爆発装置の、開発、実験、生産、製造、取得、保有、貯蔵、移譲、管理、使用、使用威嚇、援助、奨励、勧誘、救援助、受援助、配置・設置・配備の許可（第一条）。

④また条約は、核兵器を廃棄または運用停止をした上で廃絶計画を作り、関係機関と協力して履行するという仕組みの下で核保有国に対しても、条約に参加し、廃絶する道を開いている（第四条）。

⑤さらに条約は、核兵器等を使用・実験した締結国（核保有国）に、被害者の援助及び被害回復のための援助をする責任を認めた

（以上で、第3回は終了し、次回は原発問題に移る。）

（第七条第六項）。

（3）核禁条約の意義

①第一に、核禁条約は強調すべきは人間の良心と理性の結晶物であることである。

第二に、核禁条約は核なき未来＝世界を作り出すであろうことである。

②前示川崎論稿の前掲文章を記し、この項を締めくくりたい。

「国連加盟国193のうち、核武装国は9、核武装協力国は約30である。世界の圧倒的多数となる残りの150超の国では、国の安全保障に核兵器は不要であり、むしろ核兵器があることによって人間の生存と安全、そして権利が脅かされていると考えられている。条約は、この圧倒的多数の良識が法規範となったものだ。核武装した国家による脅しが支配する国際秩序から「非核の良識と人道の原則が支配する世界秩序」へと地殻変動が起きていく。これは理想論ではない。現実既に動き出した、世界の確かな潮流だ。核兵器の終わりの始まりとは、このことである。」